

現場代理人の兼務に関する事務取扱要領

令和5年4月1日制定

令和7年4月1日改定

(趣 旨)

第1条 この要領は、播磨町工事請負契約約款第10条第3項の規定による、常駐義務が緩和された現場代理人の兼務について対象となる工事の範囲を設定し、その事務取扱に必要な事項を定めるものとする。

(兼務の対象となる工事)

第2条 受注者は、次の各号に掲げるすべての要件に該当する工事に限り、現場代理人を2件まで兼務することができる。

(1) 兼務しようとする工事が、いずれも契約金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満であること。

(2) 兼務しようとする工事が、いずれも播磨町内の工事であること。

(3) 公告等において、現場代理人常駐（兼務不可）の条件が付された工事でないこと。

(4) 他の工事で専任を要する主任技術者又は監理技術者（以下「技術者等」という。）または常駐を要する現場代理人でないこと。

(5) 従事する現場代理人が、営業所における専任の技術者でないこと。

(6) 携帯電話の利用等により、発注者と常に連絡が取れる状態を確保し、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないこと。

(兼務等の手続き)

第3条 受注者は、現場代理人を兼務しようとする場合は、契約締結時に「現場代理人兼務届」（第1号様式）を契約担当課に提出しなければならない。

2 受注者は、兼務をしている工事の一方が竣工し引渡した場合等、現場代理人の兼務が必要なくなったときは、「現場代理人兼務解除届」（第2号様式）を契約担当課に提出するものとする。

3 受注者は、発注者が工事現場の運営又は安全管理等に支障が生じたことなどにより、現場代理人の兼務が不適当と判断した場合は、「現場代理人兼務解除届」（第2号様式）を契約担当課に提出するものとする。

(現場代理人の責務)

第4条 現場代理人は、兼務する一方の工事現場に従事している場合であっても、兼務する他の現場代理人の契約上の職務を免ずるものではない。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要領の規程は、この要領の施行の日以後に発注する建設工事について適用する。

現場代理人兼務届

令和 年 月 日

播磨町長 佐伯 謙作 様

住 所
商号または名称
代 表 者 氏 名

印

次のとおり、現場代理人の兼務に関する事務取扱要領に基づき、現場代理人を兼務することとしましたので届け出ます。

なお、下記工事の契約に関し、現場代理人の兼務に関する事務取扱要領に定められた事項について全て満たしていることを誓約するとともに、当該工事の現場代理人の兼務に関する違反の事実が明らかになった場合には、いかなる措置をされても異議を申し立てません。

現場代理人		氏 名	
		連絡先	
現在契約締結している工事	発 注 機 関		
	工 事 名		
	工 事 場 所	播磨町	
	契 約 金 額		
	工 期	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
	主任技術者との兼務	☐ 有 ☐ 無	
新たに兼務を希望する工事	発 注 機 関		
	工 事 名	播磨町	
	工 事 場 所		
	契 約 金 額		
	工 期	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
	主任技術者との兼務	☐ 有 ☐ 無	

※添付書類

1. 現在契約している工事の契約書（写）及び工程表

現場代理人兼務解除届

令和 年 月 日

播磨町長 佐伯 謙作 様

住 所
商号または名称
代 表 者 氏 名 ㊞

次のとおり、現場代理人の兼務に関する事務取扱要領に基づき、現場代理人の兼務を解除することとしましたので届け出ます。

現場代理人	氏 名	
	連絡先	
兼務解除となる工事	発 注 機 関	
	工 事 名	
	工 事 場 所	播磨町
	契 約 金 額	
	工 期	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
	主任技術者との兼務	☐ 有 ☐ 無
☐ 引続き設置となる工事 ☐ 兼務解除となる工事	発 注 機 関	
	工 事 名	播磨町
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
	主任技術者との兼務	☐ 有 ☐ 無

- ※添付書類
1. 現在契約している工事の契約書（写）及び工程表